

# 資料編

---

- 1 用語解説
- 2 策定の経過
- 3 検討委員会名簿



## 1 用語解説

|   | 用語                        | 説明   |
|---|---------------------------|--|
| A | A I                       | Artificial Intelligence の略称であり、人間の知能を模倣し、学習・推論・認識・理解・その他の知的行動を自動的に行うコンピュータシステムやソフトウェアのこと |
|   | A I オンデマンド交通              | A I (人工知能) を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適な配車を行うシステムのこと                                |
| D | DX<br>(デジタル・トランスフォーメーション) | I C T の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させること   |
| I | I C T                     | Information and Communication Technology の頭文字をとった略称であり、情報通信技術のこと                         |
| P | P F A S                   | 環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている有機フッ素化合物の一種                                   |
| S | SDG s 未来都市                | SDG s (持続可能な開発目標) の理念に沿って積極的な取組を推進しようとする都市を国が選定するもの (富山市は 2018 年 6 月に選定)                 |
| あ | アクションプラン                  | 目標を遂げるための戦略、基本方針、および実施する具体的な行動内容を示した計画のこと  |
|   | 活かす                       | 対象物の価値を評価し、新たな価値を付加するなどにより、効果的に使うこと  |
|   | イノベーション                   | 商品やサービスまたはビジネスモデルに従来とは違った仕組みや技術を組み合わせることで、今までにない革新的な価値を生み出し社会に大きなインパクトをもたらすこと            |
|   | インクルーシブデザイン               | 障害者、高齢者、外国人などの多様な人々を、施設などの企画・開発の初期段階から巻き込むことで、新たな価値創造につなげる手法のこと                          |
|   | インバウンド                    | 観光分野における「外国人の日本旅行者」あるいは「訪日外国人観光客」のこと   |

|   |           |   |
|---|-----------|---|
|   | ウォークابل   | 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変していく考えのこと                      |
|   | ウォーターPPP  | 水道施設の維持管理と更新を一体的にマネジメントする官民連携方式の一つのこと   |
|   | エコタウン産業団地 | ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを旨とする『ゼロエミッション構想』を基軸に、「人と環境にやさしい都市とやま」を実現するため、整備された団地のこと  |
|   | エリアマネジメント | 地域における良好な環境や地域の価値（魅力や資産など）を維持・向上させるための、住民、事業者、地権者などによる主体的な取組のこと   |
| か | 買回り品      | 品質や価格などの面において、複数の店舗や類似商品を十分に検討した上で購入する傾向の強い商品のこと  |
|   | 環境未来都市    | 環境や高齢化など人類共通の課題に対し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域のこと         |
|   | 居住誘導区域    | 都市再生特別措置法に基づき策定した「富山市立地適正化計画」で定める区域。一定エリアにおいて人口密度を確保し、居住者の生活の利便性を保つために必要なサービスやコミュニティの維持を図るように居住を誘導する区域のこと |
|   | キャッシュレス決済 | 鉄道やバスなどの利用時に、現金で切符を購入せずに、ICカードやスマートフォンのアプリケーションなどで決済を行うこと   |
|   | 景観協定      | 一定の区域内の土地所有者などの合意の下に、建築物や工作物の形態・意匠、緑化などに関する基準を定める協定   |

|   |              |   |
|---|--------------|---|
|   | 建築協定         | 一定の区域内の土地所有者などの合意の下に、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定  |
|   | 公共交通の沿線      | 公共交通の徒歩圏のこと   |
|   | 公共交通が便利な地域   | 本計画における公共交通が便利な圏域と同義・同範囲であり、前計画での表現   |
|   | 工業専用地域及び工業地域 | 都市計画法で決められた用途地域のこと。工業専用地域は、特に工業の利便性を増進するため定める地域のこと。工業専用地域では、工場以外のほとんどの建物は建てられない。一方工業地域は基本的にどんな建物でも建てられるほか、住居、小規模店舗も建てられる。ただし、学校や病院、ホテルなどは建てられない |
|   | コミュニティバス     | 中心市街地や公共交通が不便な地域において、交通需要に合わせて運行するバス  |
| さ | シェアサイクル      | 各所に設置されるステーションから、自由に自転車を利用し、任意のステーションに返却することができるレンタルサイクル  |
|   | 準住居地域        | 道路の沿道などにおいて、自動車関連施設などと、住居が調和した環境を保護するための地域。風俗施設、150㎡を超える自動車修理工場などは建てられない  |
|   | スプロール化       | 都市の中心部から郊外へ、無計画かつ無秩序に市街地が不規則に拡大していく現象のこと  |
|   | スマート農業       | AI や ICT、ロボット技術などを活用し農作業の効率化を図る取組のこと  |
|   | ゼロカーボン       | 二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組のこと   |
|   | 線引き制度        | 都市計画法に基づく制度で、計画的なまちづくりを誘導するため、市街化を図る区域と抑制する区域に分け、段階的かつ計画的に市街化を図ろうとするもの  |
| た | 第一種中高層住居専用地域 | 中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設などのほか、500㎡以下の日用品を販売する店舗、大学、病院などが建てられる   |

|              |   |
|--------------|---|
| 第二種中高層住居専用地域 | 中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、一定規模以上の工場などは建てられない  |
| 第一種低層住居専用地域  | 低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか小・中学校、診療所、公共施設などが建てられる   |
| 第一種住居地域      | 住居の環境を守るための地域で、3,000㎡を超える店舗、事務所、一定規模以上の工場などは建てられない  |
| 第二種住居地域      | 主に住居の環境を守るための地域で、風俗施設、一定規模以上の工場などは建てられない  |
| 団塊世代         | 戦後のベビーブーム時代と言われる昭和22年から昭和24年に生まれた世代   |
| 地域森林計画       | 森林法に基づき、都道府県知事が森林計画区ごとに10年を一期として5年毎にたてる計画で、都道府県の森林関連の施策の方向性や伐採、造林、林道、保安林の整備の目標などを定め、市町村森林整備計画の規範となるもの。富山県では、「神通川」「庄川」の2つの森林計画区がある |
| 地域生活圏域       | 市民の生活行動の単位であり、最寄り品の購入や医療サービスなどを身近に享受できるまちづくりの範囲として設定  |
| 地域地区         | 都市計画区域内の土地を用途や目的ごとに区分し、建築物の用途、容積率、高さなどを制限・誘導する都市計画であり、用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、防火・準防火地域、風致地区などがある                                  |
| 地区計画         | 地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画  |
| 中核市          | 地方自治法の規定で、人口20万人以上を要件とし、地域の中核的都市機能を備えた都市。指定を受けると、福祉や保健衛生、都市計画などの権限が都道府県より移譲される  |
| 中山間地域        | 山間地及びその周辺の地域など、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水源の涵養など多くの機能を有している地域  |

|   |             |  |
|---|-------------|--|
|   | 低未利用地       | 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称                  |
|   | 電動モビリティ     | バッテリーとモーターで動く自動車よりも小回りが利く乗り物であり、電動キックボードや電動バイク、ミニカーなど、低炭素・ラストワンマイルの移動手段として、普及・活用が進められている                         |
|   | 都市アセット      | 地域の資源（資産）として存在する官民の既存ストック（土地や建物など）のこと  |
|   | 都市機能誘導区域    | 都市再生特別措置法に基づき策定した「富山市立地適正化計画」で定める区域。医療・福祉・商業などの都市機能を確保・維持し、公共交通などでアクセスすることにより、区域外に住む方にとっても様々な都市機能を楽しむことができる区域のこと |
|   | 都市計画区域      | 一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、都道府県により指定される都市計画を定める範囲のこと  |
|   | 都心地区        | 富山市総合計画で定める区域（面積約 436ha）のこと。中心市街地地区・まちなかは同義であり、同じ範囲を示す   |
|   | 富山市版スマートシティ | 本市がこれまで進めてきたコンパクトシティ政策を深化させ、デジタル技術やデータなどの活用により市民生活の質や利便性の向上を図る政策のこと  |
| な | 農業基盤整備      | 田畑・水路・農道などの農業生産の基盤となる土地や施設を整備すること  |
|   | 乗合タクシー      | 乗合バスのように乗合旅客を送迎するタクシーのこと。定時定期路線で運行する形態とそれ以外（予約制）の形態がある   |
|   | ノンステップバス    | 利用者の乗降をより容易にするため、地上から車両の床面までの地上高が 65cm 以下の車両であって、ステップ（階段）を解消したバス車両のこと  |
| は | パーク&ライド     | 交通混雑を緩和するため、自動車を都市郊外の駐車場に駐車（パーク）して、鉄軌道やバスなどの公共交通機関に乗り換え（ライド）て、目的地まで行くシステム  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| ハザードマップ            | 自然災害による被害の軽減や防災対策を目的として、自然災害による被害予測の範囲や避難場所などの位置を表示した地図のこと   |
| パターンダイヤ            | 鉄道やバスが一定の間隔などで発車するわかりやすいダイヤのこと   |
| バナーフラッグ            | 主に広告や宣伝のために使用される、布製やビニール製などの幕・旗のこと   |
| パノラマ景観             | 高原や田園など視線が横方向に広がり、周囲を見渡す面的な眺望のこと   |
| パブリックコメント          | 計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法                           |
| バリアフリー             | 高齢者や障害者が社会生活を営む上で支障となる段差や仕切りなどの物理的な障壁（バリア）、あるいは人々の意識や制度による障壁などを取り除き、それらから解放（フリー）された安全・安心で高齢者や障害者にやさしい生活環境をつくること        |
| ビスタ景観              | 建築物や街路樹などが連続して規則正しく並び、視線を奥行き方向に誘導する軸線的な眺望のこと   |
| 非線引き<br>都市計画区域     | 市街化区域（都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域）の区分を定めていない都市計画区域のこと |
| フィーダーバス            | 駅から自宅までといった端末的な輸送をフィーダー輸送といい、それをバスで行っているもののこと  |
| フットパス              | イギリスを発祥とする、森林や田園地帯、古い町並みや遺跡など地域の自然や歴史文化に親しみながら、歩くことを楽しむための歩行者専用の散歩道のこと   |
| ブラッシュアップ           | 今ある機能をより良いものに磨き上げること   |
| フラワーハンギング<br>バスケット | 四季折々の草花を花かごに立体的に植栽し、街路灯などに飾ることで都市空間に彩を添え、まちの賑わいを創出するもの   |

|   |             |  |
|---|-------------|--|
|   | 防火・準防火地域    | 都市の安全、特に火災から人々の生命や財産を守るため、都市計画法で「防火地域」と「準防火地域」を指定し、指定された地域における建築については、耐火・防火のための制限がある |
| ま | マネジメント      | 資源や資産、リスクなどを管理し運用すること  |
|   | 最寄り品小売業     | 最寄り品とは、身近なところで購入する傾向の強い商品のことで、飲食料品・医薬品・化粧品小売業などがある                                   |
|   | モニタリング指標    | 目標達成への進捗状況や対象の状態を定量的に把握・評価するために設定する具体的な数値・指標のこと                                      |
|   | モビリティマネジメント | 一人ひとりのモビリティ（移動）が社会にも個人にも望ましい方向に、自発的に変化することを期待する取組で、情報提供などのコミュニケーションを中心とした手法を活用すること   |
| や | ユニバーサルデザイン  | 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、全ての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること                                   |
|   | 用途地域        | 都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの                        |
| ら | リノベーション     | 既存の建物を改修することにより、以前の状態よりも性能を向上させたり、価値を高めたりすること  |
|   | 緑地協定        | 市街地の緑豊かな環境を確保するため、一定の区域内の地権者全員の同意による緑化についての協定  |
| わ | ワークショップ     | 様々な立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと                              |

## 2 策定経過

| 年度 | 計画策定   | 検討委員会   | 市民参画など   |
|----|--|---|--|
| R5 | ・第1回策定会議<br>(R5.12.19)<br>・第2回策定会議<br>(書面 R6.3.20) | ・第1回検討委員会<br>(R5.12.21)<br>・第2回検討委員会<br>(R6.3.28) | ・市民アンケート調査<br>(R6.2)   |
| R6 | ・第3回策定会議<br>(R6.8.1)<br>・第4回策定会議<br>(R7.1.23)      | ・第3回検討委員会<br>(R6.8.8)<br>・第4回検討委員会<br>(R7.1.31)   | ・高校生 WEB アンケート調査<br>(R6.9)<br>・市民(学生)ワークショップの開催<br>(R6.8~R6.11、市内5箇所、全10回開催) |
| R7 | ・第5回策定会議<br>(R7.8.1)<br>・第6回策定会議<br>(R8.2.2)       | ・第5回検討委員会<br>(R7.8.19)<br>・第6回検討委員会<br>(R8.2.5)   | ・市内6箇所での地域別説明会の実施<br>(R7.9~R7.10)<br>・パブリックコメントの実施<br>(R7.12~R8.1)           |

## 3 検討委員会名簿

### 富山市都市マスタープラン検討委員会

| 区分     | 氏名               | 役職                        |
|--------|------------------|---------------------------|
| 学識経験者  | 久保田 善明           | 富山大学 教授                   |
|        | 姥浦 道生            | 東北大学災害科学国際研究所 教授          |
|        | 本田 豊             | 富山大学 教授                   |
|        | 川本 聖一            | 富山国際大学 教授                 |
|        | 中村 真由美           | 富山大学 教授                   |
|        | 星川 圭介            | 富山県立大学 教授                 |
|        | 布目 大             | (社)富山県宅地建物取引業協会 富山支部長     |
|        | 田中 悟史            | 日本政策投資銀行富山事務所 所長          |
|        | 上田 祐正            | 富山商工会議所 専務理事              |
| 市民     | 北岡 勝             | 富山市自治振興会連絡協議会 会長          |
| 関係行政機関 | 中谷 洋明<br>(佐藤 保之) | 国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所 所長 |
|        | 川上 孝裕<br>(金谷 英明) | 富山県土木部 次長                 |

注1) 表中の氏名、所属団体、役職などは、令和8年2月 第6回検討委員会時

注2) ( ) 内は前任者

# 富山市都市マスタープラン

2026(令和8)年3月

発行:富山市活力都市創造部都市計画課  
〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
TEL 076-431-6111(代表)



